

那須信用組合「なすしん はばたき奨学金」募集要項

那須信用組合「なすしん はばたき奨学金」は、就学が困難になっている母子家庭・父子家庭等の高校生を対象に、必要な学資金等の一部を給付する“返還不要”の奨学金制度で、地域において有用な人材を育成することを目的に社会貢献活動の一環として創設いたしました。

この度、令和6年度の奨学生を募集しますので、受給をご希望する方は、次の募集要項をご確認のうえ、お申込みください。



1. 受給資格

次のいずれにも該当する方を対象とします。

(1) 対象者

学生本人および保護者が那須町、那須塩原市、大田原市、那珂川町、矢板市に住所を有している母子家庭または父子家庭等の方で、全日制の高等学校（特別支援学校の高等部を含む）へ在学している方。

(2) 収入要件

学生本人の父母、またはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計者1名）の収入が下記金額以下であること。

収入要件	給与所得者	給与所得者以外
	270万円（税込） 源泉徴収票の支払金額	135万円（税込） 確定申告書等の所得金額

2. 募集定員

10名（応募者が10名を超える場合は、当組合の基準により厳正な選考の結果、受給者を決定します）

3. 募集期間

令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月30日（火）

4. 受給者の方への決定通知

募集期間終了後、令和6年5月中に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡いたします。

1年ごとに受給者を決定し、次年度の募集時に再応募可能です。

ただし応募は1学年1回とし3回を限度とします。

5. 奨学金給付金額・給付期間・給付時期

(1) 給付額 年額100,000円（月額10,000×10ヶ月）

(2) 給付期間 10ヶ月間

(3) 給付時期・方法

① 当月分を毎月15日（休業日の場合は前営業日）に当組合の学生本人名義の普通預金口座へ給付します。

尚、当組合に学生本人名義の普通預金口座が無い場合は、普通預金口座を開設していただきます。

② 令和6年6月～令和7年3月まで毎月10,000円を給付します。

6. 応募の手続き

(1) 提出書類

① 那須信用組合「なすしん はばたき奨学金（返還不要給付型）」給付申請書

② 個人情報に関する同意書

③ 在学証明書（原本：新学年の在学証明）

④ 住民票謄本（原本：世帯全員の続柄記載、マイナンバー記載不要）

⑤ 収入に関する書類（最新のもの）

● 給与所得者

源泉徴収票（写し）（最新のもの）

● 給与所得者以外

《確定申告を申告書の持参及び郵送により行った場合》

・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるもの）

※税務署の受付印がないものは、加えて市役所・町役場発行の「所得証明書（原本）」が必要になります。

《確定申告を電子申告により行った場合》

・申告内容確認票の写し（受信通知または即時通知を添付）

《公的年金受給の場合》

- ・公的年金等の源泉徴収票（最新のもの）

《その他》

- ・その他年間収入がわかる書類（最新のもの）

(2) 申込先

当組合の最寄りの営業店窓口へ持ち込みによる申込（平日 9 時～15 時）、
または当組合本部への郵送（簡易書留）での申込

郵送先：那須信用組合 なすしん はばたき奨学金担当 宛
〒329-2727 那須塩原市永田町 6-9

7. 奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

8. 奨学金の給付休止・中止

(1) 奨学金の給付休止、中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合へ届け出る
こととし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。

(2) 休止・中止の事由に該当した旨の届け出が遅れ奨学金を受給された場合、その
事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返還していただきます。

また、復学等した場合は速やかに当組合に届け出ることとし、復学等した月
から奨学金を給付します。

(3) 休止・中止の事由

① 受給の休止

受給者が休学したとき

② 受給の中止

(ア) 受給者が退学したとき、または募集要項に定める地区外の高等学校
に転校したとき

(イ) 受給者が死亡したとき

(ウ) 高校生（受給者）および保護者が募集要項に定める地区外に転居し
たとき

(エ) 母子家庭・父子家庭でなくなったとき

9. その他

ご提出いただいた書類は、ご返却しませんので予めご了承ください。